

大口町告示第103号

大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱（平成25年大口町告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「増設に係る」の次に「取得した土地、」を加える。

第11条第1項中「事業者」を「認定事業者」に改める。

別表工場等新設奨励金の項奨励金の額の欄中「建設のために」の次に「着手前3年以内に」を加え、同表償却資産取得奨励金の項奨励金の額の欄中「大企業者においては、」の次に「当該償却資産に課される」を加える。

様式第2中

「 年 月 日付けて申請のありました大口町企業立地促進事業の認定申請については、下記のとおり認定しましたので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。 」

を

「 年 月 日付けて申請のありました大口町企業立地促進事業の認定申請については、下記のとおり認定しましたので、大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

なお、本書は奨励措置に係る事業を認定するものであり、奨励金の交付を決定するものではありません。 」

に改める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱による改正後の大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に奨励措置に係る事業の認定を受けた事業者について適用し、同日前に奨励措置に係る事業の認定を受けた事業者については、なお従前の例による。